

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1758号**

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則第6-628号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(適用除外職員) <b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の規定による単身赴任手当を支給されないもの</u>	(適用除外職員) <b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の5第1項第1号及び市町村立学校職員給与条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略)

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。